



**障がい者の福祉用具を
給付します**

【問合せ】福祉課 障がい福祉係

☎773-6667

FAX773-6723

障がい者や難病患者などに対して福祉用具（補装具と日常生活用具）を給付します。用具の品目は障がいの種類や程度により異なります。

品目ごとに基準額があり、原則として基準額（見積額が基準額を下回る場合は見積額）の1割の自己負担があります。（所得に応じた負担上限額あり）

注意点

- ・所得制限があります。
- ・介護保険制度で福祉用具の貸与を受けることができる人は対象外。
- ・必ず購入前に申請してください。

○補装具

身体障がい児・者の身体の欠損や損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入、修理、借受けに必要な費用を支給します。

補装具の例

義肢（義手、義足）、装具（上肢、体幹、下肢）、視覚障がい者用安全杖、補聴器、車いす、座位保持装置、重度障がい者用意思伝達装置ほか

対象者

身体障害者手帳の交付を受けてい

る人、難病患者など
申請に必要なもの

申請書、印鑑、補装具費支給意見書、見積書、身体障害者手帳（難病患者などは診断書か特定医療費受給者証なども必要）

○日常生活用具

在宅で生活する障がい児・者と難病患者に日常生活用具を給付します。

日常生活用具の例

視覚障がい…点字タイプライター、ポータブルレコーダー、時計など
聴覚障がい…屋内信号装置、通信装置（FAX）、人工内耳用電池など
肢体不自由…体位変換器、訓練ベッドなど

ドなど

呼吸器機能障がい…ネプライザー、電気式たん吸引器

ぼうこう、直腸機能障がい…ストーマ用装具

知的障がい…頭部保護帽

対象者 身体障害者手帳などの交付を受けている在宅の心身障がい児・者、難病患者など

申請に必要なもの

申請書、印鑑、見積書、カタログなどの写し、身体障害者手帳か療育手帳（難病患者などは診断書か特定医療費受給者証なども必要）

8月の城内診療所 診療担当医師（予定表）



受付・診療時間

午前：月曜～土曜 [受付] 8:30～11:30 [診療] 9:00～
午後：月曜～金曜 [受付] 11:30～16:00 [診療] 14:00～

◆14日(金)は田中先生の診療です。（午前のみ、午後休診）

※26日(水)は高橋所長の診療です。（午前の診療時間10:30～）【問合せ】城内診療所 ☎775-2009

月		火		水		木		金		土		日
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	休診日
◎城内診療所では、自宅まで無料で送迎します。 送迎希望は、電話か窓口でお申し込みください。（送迎は午前中のみ）										1日	2日	
										休診	休診	
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日						
高橋	田中	高橋	高橋	高橋	福本	休診					休診	
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日						
休診	田中	松田	高橋	◆田中	休診	休診					休診	
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日						
高橋	田中	高橋	高橋	高橋	福本	休診					休診	
24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日						
高橋	田中	※高橋	高橋	高橋	休診	休診					休診	
31日												
高橋	◎来院時はマスクの着用をお願いします。											